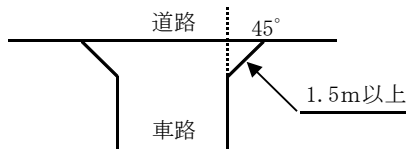
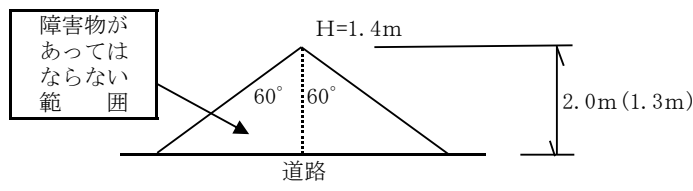


■ 駐車場法施行令（第7条、8条）で定める技術的基準（路外駐車場）

（共通事項）

駐車場法施行令		法令による設備の基準	
出入口	第7条	第1項第1号	<p>出入口を設けてはならない場所</p> <p>イ 道路交通法第44条に掲げる道路部分</p> <p><input type="checkbox"/> 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネルではないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の部分ではないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 横断歩道又は自転車横断帯の側端からそれぞれ前後5m以内の部分ではないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全地帯の左側及びその側端からそれぞれ10m以内の部分ではないか。</p> <p><input type="checkbox"/> バス停、軌道車の停留場から10m以内の部分ではないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分ではないか。</p> <p>ロ <input type="checkbox"/> 横断歩道橋（地下横断歩道橋含む）の昇降口から5m以内ではないか。</p> <p>ハ <input type="checkbox"/> 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内</p> <p>ニ <input type="checkbox"/> 橋ではないか。</p> <p>ホ <input type="checkbox"/> 接続する道路の幅員が6m以上か。</p> <p>ヘ <input type="checkbox"/> 接続する道路の縦断勾配が10%以下か。</p>
		第1項第2号	<input type="checkbox"/> 路外駐車場の前面道路が2以上ある場合においては、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けているか。（歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などは除く）
		第1項第3号	<input type="checkbox"/> 駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔が10m以上あるか（前面道路に中央分離帯等がある場合を除く）
		第1項第4号	<p>出入口において自動車の回転を容易にするために必要がある場合、1.5m以上の隅切りがあるか。</p> 
		第1項第5号	<p>出口から2m後退した車路の中心線上1.4mの高さで左右60°以上見渡せ、歩行者等視認できるか（参考：出口から2m後退し視認できる出口幅＝一方通行で約6.9m以上・相互通行で約9.7m以上）</p>  <p>※カッコ内は、自動二輪車専用駐車場の場合。</p>
		第2項	第1項の適用除外要件
		第2項	交差点の側端又はそこから5m以内、トンネル、橋に出入口を設ける場合、変速車線を設ける、交通整理が行われる等により、その道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認められる。
車路	第8条	第1項第1号	<input type="checkbox"/> 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けているか。
		第1項第2号	<input type="checkbox"/> 車路の幅員が相互通行は5.5以上あるか、一方通行は3.5m以上あるか（一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分2.75m以上）

(建築物である届出駐車場に係る審査事項)

駐車場法施行令		法令による設備の基準	
供用時間等の明示	第17条 (規則 第1条 第1項)		<input type="checkbox"/> 供用時間、駐車料金及び駐車させる自動車の種類を限定する場合には、その自動車の種類は利用者の見やすい場所に明示しているか。
車路	第8条	第1項 第3号	イ <input type="checkbox"/> はり下の高さは2.3m以上であるか。
			ロ <input type="checkbox"/> 屈曲部は自動車を5m以上の内法半径で回転させることができる構造であるか。
			ハ <input type="checkbox"/> 傾斜部の縦断勾配は17%を超えていないか。
			ニ <input type="checkbox"/> 傾斜部の路面は、粗面または滑りにくい材料で仕上げているか。 ※カッコ内は、自動二輪車専用駐車場の場合。
駐車部分の高さ	第9条		<input type="checkbox"/> 車室のはり下は、2.1m以上あるか。
避難階段	第10条		<input type="checkbox"/> 直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に、建築基準法施行令第123条第1号若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けているか。
防火区画	第11条		<input type="checkbox"/> 給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合、当該施設と駐車庫を耐火構造（建築基準法第2条第7号）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項）を設けているか。
換気装置	第12条		内部の空気を床面積1㎡につき毎時14㎡以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けているか。 <input type="checkbox"/> （ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上であるものは除く）
照明装置	第13条		<input type="checkbox"/> 車路の路面が10ルクス以上、駐車の用に供する床面が2ルクス以上あるか。
警報装置	第14条		<input type="checkbox"/> 出入口には、必要な警報装置を設けているか。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
 (バリアフリー新法)に係る特定路外駐車場の基準

(省令第2条) 車いす用駐車場 利用者用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(車いす用駐車施設)を一つ以上設けているか。</li> <li>■車いす用駐車施設は次の基準を満たしているか                         <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 幅は350cm以上あるか</li> <li><input type="checkbox"/> 車いす用駐車施設又はその付近に、車いす専用駐車施設の表示をしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 省令第3条に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 車いす用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(移動等円滑化経路)となっているか。</li> </ul>
(省令第3条) 移動等円滑化経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>■移動等円滑化経路は次の基準を満たしているか。                         <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 段を設けていないか。(傾斜路を併設する場合は除く)</li> <li><input type="checkbox"/> 出入口の幅は80cm以上あるか。</li> <li><input type="checkbox"/> 通路の幅120cm以上あるか。</li> <li><input type="checkbox"/> 通路50cm以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 傾斜路の幅は120cm(段に併設するものは90cm)以上あるか。</li> <li><input type="checkbox"/> 傾斜路の勾配は1/12(高さが16cm以下のものは1/8)を超えていないか。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 傾斜路の高さが75cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える場合、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 勾配が1/12を超える傾斜、高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜の該当部分に手すりを設けているか。</li> </ul>